

地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定める加速度並びに当該加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人在这らの戸を開くことができることとする装置の構造方法を定める件（平成20年12月26日国土交通省告示第1536号）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の十第三項第二号及び同条第四項の規定に基づき、地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定める加速度並びに同加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人在这らの戸を開くことができることとする装置の構造方法を次のように定める。

- 第一 建築基準法施行令第二百二十九条の十第三項第二号に規定する地震その他の衝撃により生じた加速度（以下単に「加速度」という。）は、建築物の基礎に鉛直方向又は水平方向に生ずる〇・メートル毎秒毎秒以上三・〇メートル毎秒毎秒以下の加速度に相当するものとする。
- 第二 加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人在这らの戸を開くことができることとする装置（以下「地震時等管制運転装置」という。）の構造方法は、次に定めるものとする。
- 一 地震時等管制運転装置は、建築物に加速度を検知することができるよう適切な方法で設置すること。
- 二 加速度を検知する部分は、機械室又は昇降路内（かごが停止する最下階の床面から昇降路の底部の床面までの部分に限る。）に固定すること。ただし、昇降路に震動が頻繁に生じることにより加速度を検知する上で支障がある場合にあっては、この限りでない。
- 三 地震時等管制運転装置は、次のイから八までに適合するものとする。
- イ かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止している場合にあっては、加速度の検知後直ちに、自動的に、かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人在这らの戸を開くことができるものであること。
- ロ かごが昇降している場合にあっては、加速度の検知後十秒（出入口のない昇降路の部分（その部分の昇降行程が、かごを十秒以内に安全に停止させることができる距離よりも長く、かつ、四十二メートル以下であるものに限る。）を昇降する場合にあっては、加速度の検知後三十秒）以内に、自動的に、最も短い昇降距離で、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人在这らの戸を開くことができるものであること。ただし、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させる前に、建築物の基礎に〇・八メートル毎秒毎秒以上の加速度に相当するものが生じた場合その他建築物の構造耐力上主要な部分の変形又は震動によってエレベーターの通常の昇降に支障があるおそれがある場合にあっては、当該支障が起こるおそれなくなった後九十秒以内に、自動的に、最も短い昇降距離で、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人在这らの戸を開くことができるものであること。
- ハ 加速度の検知後直ちに、その旨をかご内の見やすい場所に表示することができるものであること。

四 地震時等管制運転装置には、予備電源を設けること。

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

